

自衛官の国際条約における位置づけに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年六月七日

藤末健三

参議院議長 平田健二殿

自衛官の国際条約における位置づけに関する質問主意書

平成二十五年二月二十六日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は、「国内において自衛隊であつて軍でないと、こう言っているわけではありますが、一方、海外における自衛隊の存在は軍隊として取り扱われる必要があるわけであります。また、場合によつて、もし他国から侵略を受けた際に交戦したときに軍隊でなければ軍隊として取り扱われない、つまり捕虜として扱われるかどうかという、そうした問題も出てくるわけでございます。」と発言しているが、捕虜について規定する「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ陸戦条約）」、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」等の国際人道法において、自衛官は捕虜として扱われるのか。

右質問する。

